

別表 令和3年度 年間監査計画表

※議会、その他の理由により日程を変更する場合があります。

監査等の種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
定期監査		(長寿社会部・危機管理部)					(教育部)								定期監査は、9部1局を前期・後期に1部局ずつ実施する。学校監査は、小学校10校、中学校5校のうち、年4校ずつ実施。
例月出納検査		3月分 27.28	4月分 26	5月分 28.29	6月分 総括説明のみ 28	7月分 24.25	8月分 28.29	9月分 27.28	10月分 25.26	11月分 23.24	12月分 27.28	1月分 24.25	2月分 25	例月出納検査は、毎月27日及び28日に実施する。(監査委員条例第4条)やむを得ない場合は、変更する。	
決算審査	一般・特別会計 基金運用状況		一般・特別会計				健全化判断比率 審査							前期定期監査の実施対象(長寿社会部・危機管理部)は、計数確認のみ。	
	公営企業会計		公営企業会計				資金不足比率 審査							備品検査・現地調査は定期監査時に行い、決算審査時は行わない。	
財政援助団体等監査									おおのじょう緑のトラスト協会・大野城市にぎわいづくり協議会					原則主要6団体を2団体ごと3年周期で実施。必要に応じて主要以外の団体も監査の対象とする。	